

令和3年度優良実践普及事業実施要項

この事業は、岡山県教育委員会表彰規則（昭和36年岡山県教育委員会規則第11号）に基づいて実施するものであり、令和3年度岡山県教育関係功労者表彰内申要項で優良実践校の内申等を別に定めることとしている事項について定めるものである。

1 目的

この事業は、優良実践校の取組を県下の学校へ普及することにより、より良い教育活動を目指して取り組んでいる全ての学校を支援し、子どもたちの健やかな成長を図ることを目的とする。

2 優良実践校の選定

(1) 選定対象

選定の対象は、公立小学校及び中学校（県立及び岡山市立の学校を除く。）のうち、多くの教育課題を抱え厳しい状況の中で、学校の課題に即した創意工夫や学校全体の組織的な取組、地域と一体となった取組等が効果的に行われ、学力や問題行動等の改善に成果が見られた学校とする。

ただし、令和3年度においては、PBL（課題解決型の探究学習）やICTを活用した教育の好事例を重点的な選定対象とする。

(2) 選定学校数

小学校3校、中学校2校程度

(3) 選定方法

ア 市町村（組合）教育委員会の内申

市町村（組合）教育委員会は、所管する学校のうち、上記(1)に該当すると認められる学校があるときは、団体表彰内申書（様式第2号）及び附属資料により、県教育委員会に内申することとする。

イ 優良実践校選考委員会

(ア) 県教育委員会に優良実践校選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、関係課（室）長及び教育事務所長により構成する。

(イ) 選考委員会は、市町村（組合）教育委員会と連携して、公立小学校及び中学校の取組状況の把握に努める。

(ウ) 選考委員会は、上記アの規定により市町村（組合）教育委員会から内申された学校及び選考委員会が独自に把握した学校の中から、取組の内容及びその成果を基に候補校を選考する。

ウ 優良実践校の決定

県教育委員会は、上記候補校の中から優良実践校を決定する。

(4) 主な評価の観点

ア 取組

(ア) データ等の分析から学校の課題を的確に把握し、取組につなげている。

(イ) 校長のリーダーシップの下、改善に向けた方向性が明確に示され、学校全体の徹底した取組となっている。

(ウ) 家庭や地域等と連携・協力し、取組の充実につなげている。

(エ) 新たな視点や創意工夫を凝らした取組となっている。

(オ) 児童会・生徒会活動等の児童生徒の自主的・自律的な行動が盛り上がるよう取り組んでいる。

イ 成果

- (ア) 高い意欲を持って、より質の高い教育活動を協働して推進できる教職員集団となっている。
- (イ) 教職員と児童生徒との信頼関係の下、授業規律が徹底され、教育活動の充実が図られることで、落ち着いた学級づくり、学校づくりができています。
- (ウ) 校内研修や授業研究が積極的・継続的に実施され、授業改善につながっている。
- (エ) 児童生徒が将来の夢や目標を持ち、勉学や部活動等に意欲的に取り組んでいる。
- (オ) 学校に関する情報を積極的かつ適切に発信することで、保護者や地域住民が日常的に児童生徒の支援に協力し、児童生徒も積極的に地域の行事や社会貢献活動に参加している。
- (カ) 調査結果（全国学力・学習状況調査、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査等）に改善傾向が見られる。

3 優良実践の普及

優良実践校は、授業公開等により、自校の取組を積極的に県下の学校へ発信する。また、県教育委員会及び市町村教育委員会は、優良実践校の取組を発表会やホームページ、教職員研修等で広く周知する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。